

## 特区において講じられた規制の特例措置の評価時期について

平成22年5月28日  
構造改革特別区域推進本部長

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に基づく規制の特例措置については、特例措置の実施状況等に照らし全国展開の是非等の評価を行っているところであり、当該評価に当たっては、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会（以下「評価・調査委員会」という。）において取りまとめられた意見を踏まえ、構造改革特別区域推進本部長が評価の実施時期を決定しているところである。

この度、構造改革特別区域計画の認定が初めて行われた規制の特例措置及び構造改革特別区域計画の認定が既に行われた規制の特例措置のうち評価時期が定められていなかったものの評価時期について、平成22年3月26日に評価・調査委員会において意見を取りまとめたところである。

評価・調査委員会の意見を踏まえ、当該規制の特例措置の評価時期について、以下のとおり決定する。

番号	特例事項名	評価時期
104	公共交通利用促進事業	平成22年度
409	地方公務員に係る臨時的任用事業	平成22年度
834 (835)	地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業	社会教育施設に関する事項(835) 平成23年度 学校教育施設に関する事項(834) 平成24年度